

# 住民監査請求に基づく監査結果

令和3年10月20日受付 登監第54号

令和3年12月

登米市監査委員

住民監査請求に基づく監査結果について、登米市監査基準第 21 条第 1 項に基づき、次のとおり報告する。

また、本監査結果における用語の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）は、以下「法」という。
- ・ 登米市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 27 号）は、以下「初任給規則」という。

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

住所・氏名(略) 1 名

### 2 請求書の提出日

令和 3 年 10 月 19 日

### 3 請求の内容

（「登米市職員措置請求書」の原文のとおり。ただしプライバシー保護の観点から職員個人名は記号化した。）

#### （1）請求の要旨

- ① 請求の対象 関係した者全て。以下、現年度の者に限らず役職を示す。  
登米市長、副市長、総務部長、人事課長、人事課長補佐、人事係長。職員 A、職員 B、職員 C、職員 D、ほか。
  - ② 本来払う必要のない給与を 2015 年度から支払っていたもの。添付書類参照（初任給を過大に決定、支給していた件についての話です）
  - ③ 条例に基づかない支払いである。
  - ④ 登米市に生じている損害  
過大に支給した額それ自体が登米市の財政上の損害である。
  - ⑤ 市長や本件の誤りを惹き起こすことに関係した者等が個人として過大支給相当額を市に損害賠償すること。
- ※ また、2015 年度以前にも過大な支払いがなかったか監査して下さい。

#### （2）事実証明書

- ① 河北新報オンラインニュース（2021 年 8 月 31 日付け）写し

### 4 請求の受理

本件請求については、令和 3 年 10 月 21 日に要件審査を行い、法第 242 条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した（登監第 54 号）。

なお、同時に提出された他 1 件の措置請求書についても各々受理した。

## 第2 監査の対象

### 1 監査対象事項

請求人の請求の要旨となる行為が、違法若しくは不当な公金の支出であるか。また、違法若しくは不当であると認めるときは、市長や関係人が過大に支給したとされる給与相当額を市に損害賠償するべきかを監査対象事項とした。

### 2 監査対象部局

総務部人事課

## 第3 監査の実施

監査の実施にあたっては、他1件の措置請求書についても、関連性があることから書類審査、請求人の陳述、対象部局の聴き取り調査等は2件合わせて実施することとし、監査の期間を令和3年10月21日から令和3年12月19日までと設定した。

なお、監査委員中津川源正を法第199条の2の規定により除斥した。

### 1 請求人の証拠書類等の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和3年11月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人からは、追加の証拠が提出された。

#### (1) 証拠書類等

##### ① 録音データ

- ・市長、人事課職員と面談時の録音
- ・総務部長と面談時の録音

##### ② 初任給関係の経過

##### ③ 個人情報開示請求書写し及び個人情報開示決定通知書の写し等

##### ④ 平成29年3月17日付け新規採用職員の初任給決定についての起案書の写し等

##### ⑤ 市長及び人事課職員へのメールと添付文書の写し並びに人事課職員からのメールの写し

#### (2) 証拠の検証

提出された証拠書類等から請求の要旨を補足する新たな証拠は確認されなかった。

#### (3) 陳述の検証

陳述の内容から請求の要旨を補足する新たな内容は確認されなかった。

### 2 監査対象部局の調査及び陳述

法第199条第8項の規定に基づき関係書類の提出を求め、令和3年11月2日及び令和3年11月25日に人事課長、人事課長補佐及び人事研修係長に対し調査及び陳述の聴取を行った。

人事課から下記の書類が提出された。その他の関係書類については、事務局職員が人事課から借用し調査した。

(1) 関係書類の提出

- ① 初任給格付け誤りに係る経過について
- ② 初任給格付けについて
- ③ 令和3年8月以降の対応について

(2) 監査対象部局の陳述の内容

① 初任給格付け誤りに係る経過について

平成27年度から令和2年度の各年度で、15名の職員について初任給格付けに係る算定の誤りがあった。事の発端は、令和2年10月19日、1名の職員から市長あて、本人の初任給格付資料の開示請求があり、その後令和2年11月19日に公益通報として自らの初任給号俸の算定に誤りがある旨の主張がなされたことである。

当初、初任給号俸の決定は初任給規則に基づき行われているものであるという認識から、この時点での初任給規則の確認は行わなかったが、後日改めて初任給規則を確認したところ、平成27年度採用以降に行ってきた修学年数のマイナス調整（上級試験合格者で、学歴が短大卒の場合は修学年数の2年分を減、高校卒の場合は4年分を減、中級試験合格者で、学歴が高校卒の場合は修学年数の2年分を減とする調整。）は、初任給規則によらないものであることを確認した。

その一方、初任給規則では、特別の事情による場合としての定めがあることから、当時、特別な事情による調整が行われたことの確認を行ったものの、保存文書からは調整についての事実を確認することはできなかった。

② 初任給格付けについて

ア 初任給格付け事務について（初任給格付けの取扱い）

初任給規則第14条では、学歴免許等の資格による号俸の調整については、「修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とする。」と定められており、加える分のみであるところを、減じる分をも反映してしまった誤りがあった。高卒で上級合格者に対し、修学年数調整で4年を減じた調整を行い、短大卒で上級合格者に対しては、修学年数調整で2年を減じた調整を行っていた。

具体的には、高卒者で上級での採用試験合格者の初任給は1級25号俸にすべきところを、減ずる修学年数調整が必要と判断し、4年分の16号俸を減じて1級9号俸としていたものである。

イ 初任給格付けに係る起案から決裁について

平成 27 年 3 月 19 日の「新規採用職員の初任給決定について」の起案書と平成 27 年 3 月 27 日の「平成 27 年 4 月 1 日付け職員の採用発令について」の起案書は、前者が計算段階での起案であるため課長決裁とし、後者は発令事項として初任給の格付けも含めた市長決裁を行っているが、これは前例を踏襲し行っていたものである。

以降、毎年度同様の起案を行い、初任給の格付けを決定してきた。ただし、令和 2 年度新規採用職員に係る決裁からはどちらも市長決裁に改めた。

③ 令和 3 年 8 月以降の対応について

【初任給を本来の号俸以上で決定していた者への対応】

ア 返還を求めないことに至った考え方

初任給規則に定めのない修学年数調整を行い初任給の決定をしていた者に対し、同規則第 44 条に基づき給料の訂正をした。

本来の号俸以上で決定していた者については、採用時に本来受けるべき号俸を算定し、その後の在職年数等により、現時点において本来受けるべき号俸を算定する。

既に決定された号俸と、本来受けるべき号俸との差による差額は、本来、市の債権となり得るものだが、一方で職員側は責がないにも関わらず、不利益に変更され、既得の利益を遡って返還しなければならない実態が生じる。

初任給規則では、国の規定と同様に、給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとするときに、あらかじめ市長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができるとされていることから、訂正日を令和 3 年 8 月 1 日とし、8 月給与から訂正後の号俸を適用することとした。

イ 多く支払った対象人数、金額

初任給の決定を誤ったことで、本来の給与より多く支払った対象者は 6 名で、金額は 1,356,539 円である。

令和 3 年 8 月 1 日付けで、対象者に発令内容を訂正した発令通知書とお詫びの通知を発出するとともに説明を行った。

6 名中、既に退職した者が 2 名含まれており、その 2 名については今後の影響が生じないため、通知等の連絡は一切していない。

【初任給を本来の号俸以下で決定していた者への対応】

ア 追給することにした考え方

初任給規則に定めのない修学年数調整を行い初任給決定をしていた者に対し、同規則第 44 条に基づき給料の訂正をした。

訂正により現発令号俸を上回る者に対しては通知書を交付し、訂正による差額

を支給した。これは、採用時及びその後の昇給・昇格について、本来の号俸をもって発令し直すことで、将来に向け訂正したものである。

また、今回の訂正は、対象者からの請求権の行使によるものではなく、本市が自発的に命令を訂正し差額を支払うものであること、また、本市の過誤により差額が生じてしまったもので、時効援用が制限される可能性もあることから、公債権の消滅時効を定める地方自治法（236条）を参照し、5年に遡って訂正を行うこととした。

最も古い対象者は平成28年4月採用者1名だが、当該職員は最終学歴の訂正による初任給の訂正を平成30年に実施しているため、その時を基準日として取扱う。

#### イ 追給した人数、金額

追給した人数は9名で、追給した金額は9,540,007円である。令和3年8月1日付けで、対象者に発令内容を訂正した通知書とお詫びの通知を発出するとともに説明を行った。

### 3 弁明書の提出

登米市より令和3年11月11日付住民監査請求に対する弁明書の提出があった。（「弁明書」の原文のとおり。ただし3については関係部分を記載した。）

#### 1 弁明の趣旨

「本件請求を棄却する。」との決定を求める。

#### 2 登米市職員措置請求書記載事実の認否

請求人が提出した、令和3年10月19日付登米市職員措置請求書の記載事実について、「初任給計算誤りにより」及び「2021年8月に追給した」については認める。

#### 3 本件請求に係る弁明

##### (1) 令和3年10月20日登米市監査第54号受付の件

本件については、採用時に受けるべき号俸を基に、その後の在職年数等により現時点において受けるべき号俸を算定し、令和3年8月1日付けで登米市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「初任給規則」という。）第44条に基づき将来に向かって訂正したものである。

本件に係る号俸の決定は、職員側にその決定についての責がなく、かつ、これを取り消すとすれば、職員側にとっては不利益に変更され、既得の利益を遡って返還しなければならない事態が生ずることとなるが、初任給規則第44条では、「職員の給料の決定に誤りがあり、各任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ市長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことが

できる。」とされている。これは、効果を遡及させない一種の給与行政上の調整措置とされる国の規定、解釈と同様のものであり、本件は、このことに基づき令和3年8月1日付けで将来に向かって訂正したものである。

また、原因となる決定の誤りがなかったとしたならば、現在の号俸はどのようになっているかを仮定計算したものを説明資料として対象者に通知しているが、実際の発令は「発令通知書」として交付した令和3年8月1日付けの号俸のみである。

なお、号俸の決定は登米市として行ったものであることから、個人に賠償の責はない。

したがって、本件の対応は適切なものである。

(2) 令和3年10月20日登米市監査第55号受付の件  
(略)

#### 4 学識経験者からの意見聴取

法第199条第8項の規定に基づき、本件監査の参考とするため、藤田綜合法律事務所（仙台市青葉区）の藤田祐子弁護士から11月16日及び11月30日に下記の事項について意見を聴取した。

- ① 初任給の決定は誤りだが、支給は過去の発令に基づき正しい支給を行ったとする市の考え方について
- ② 市では、初任給を本来の号俸以上で決定していた者に対し、過大に支給した金額は、過去の発令どおりの支給であり、差額分の債権の発生はなく返還を求めないとしている。結果としてその差額分は市の負担となっており、これは市の損害と捉えるべきかについて
- ③ 市では、初任給を本来の号俸以下で決定していた者に対し、過去の給与を訂正し、地方自治法により5年間遡り差額を支給した。5年間遡及したことが適正であれば、本来支払うべき給与を支給したものであり、市に損害は生じていないと捉えるべきかについて
- ④ 初任給の決定については、市の組織としての意思決定のもとに行われたものであり、個人として賠償すべきものかについて

#### 第4 監査の結果

監査の結果については、令和3年12月16日に監査委員の合議により決定したものである。

##### 1 事実関係の確認

事実関係の確認にあたっては、他1件の措置請求書についても、関連性があることか

ら2件合わせて実施した。

### (1) 基準号俸の設定

市では、初任給規則第12条の規定に基づき、上級試験合格者については1級25号俸、中級試験合格者については1級15号俸、初級試験合格者については1級5号俸を基準号俸として設定している。

### (2) 修学年数調整

初任給規則第14条では、「修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とする。」としていることから、基準となる学歴免許等よりも上位の学歴免許等のある者が調整の対象となる。

採用試験は、競争試験を建前としていることから、高卒であっても上級試験に合格すれば、そのことをもって必要な能力が検証されているため、学歴免許等の資格を問わず、初任給は上級の区分が適用され、減ずる修学年数調整は行わないこととなっている。

しかし、平成27年度以降の新規採用職員の初任給決定において、試験区分等に対する学歴免許等が、上級試験は大学卒、中級試験は短大卒、初級試験は高校卒となっていない者に関しては、実際の学歴に応じた修学年数調整が必要と判断し、初任給規則別表第5（第8条関係）の修学年数調整表の年数を基に、それぞれの基準号俸に対して号俸の加減調整を行った。初任給規則にはない減ずる調整を行ったことが、初任給決定の誤りとなった。

### (3) 経験年数の調整

経験年数の調整は、採用試験に合格した後、または、その者が学歴免許等を取得した以降の経験年数を加えることとしているもので、上級試験の場合は、当該採用試験合格後、または大学を卒業した以降の経験年数を加えるものであるが、高卒者の場合は大卒の学歴免許を取得していないため、経験年数の調整ができないことから、1級25号俸のままとなる。

ただし、その者が有する下位の学歴区分（高卒）を用いて経験年数の調整を行った結果、1級25号俸を超える場合は、その方が有利であることから、特例として下位の学歴区分で調整した号俸とすることができるとしている。（初任規則第16条）

しかし、平成27年度以降の新規採用職員の初任給決定において、経験年数を有する者については、初任給規則第15条により経験年数に応じた号俸を加えることとしているが、減ずる修学年数調整が必要と判断した者については、修学年数調整を行った後の号俸に経験年数を加えている。このことにより、初任給の決定に誤りが生じた。

#### (4) 初任給決定誤りの対象者と金額

これまで、初任給の算定を行うにあたり、修学年数によるマイナス調整を行っていた採用者は15名で、その内訳は平成27年度が1名、平成28年度が1名、平成29年度が6名、平成30年度が1名、平成31年度が4名、令和2年度が2名である。

そのうち、これまで初任給を本来決定されるべき額より高く決定していた者は6名で、その給与の差額は令和3年7月末時点で1,356,539円である。また、本来決定されるべき額より低く決定していた者は9名で、その給与の差額は令和3年7月末時点で9,540,007円である。

#### (5) 初任給決定に係る決裁

初任給決定の決裁については登米市事務決裁規程に、「職員採用候補者の採用及び初任給の決定」として、決裁権者が市長と規定されている。

平成27年度は、平成27年3月19日に「新規採用職員の初任給決定について」として、初任給決定までの誤った計算内容を記録した初任給決定調書を添付し、課長決裁として起案が行われている。その後、平成27年3月27日付けで「平成27年4月1日付け職員の採用発令について」として、採用職員の発令事項の中に誤った初任給の号俸を記録した原議書を添付して市長決裁を行っている。このような決裁者での決裁は、今回調査の対象とした平成27年度の新規職員採用から平成31年度までの間、行われていた。なお、令和2年度以降は、「新規採用職員の初任給決定について」の決裁も市長決裁に是正されている。

また、平成27年度新規採用職員の初任給決定以降、令和3年7月29日の給与の訂正までの間に関わった決裁者及び関係した職員についても把握したところである。

#### (6) 初任給の訂正について

初任給規則に定めのない修学年数調整を行い初任給を決定していた者に対し、初任給規則第44条に基づき給料の訂正を行った。

訂正により現発令号俸を下回る者に対しては、誤りがなかった場合の初任給から現在のあるべき号俸を計算し、令和3年8月1日付けで発令通知書により本来の号俸を発令した。

また、訂正により現発令号俸を上回る者に対しては、採用時から令和3年8月1日までの発令内容を訂正した通知書を交付するとともに、訂正により生じる差額を給与として支給した。

訂正に際しては、令和3年7月29日付け「初任給決定の訂正に伴う給与訂正について」の起案を行い、翌7月30日に市長決裁を受けている。

## 2 監査委員の判断

### (1) 主文

本件請求について、初任給を過大に決定し給与を支払ったことにより市に損害が生じていることを認め、法第 242 条第 5 項の規定により、次のとおり市長に対して勧告する。

また、市長を除く職員個人への損害賠償については理由がないと認め、一部棄却する。

### 勧 告

初任給の決定を誤って、過大な支給をしたことは財務会計行為の瑕疵であり、1,356,539 円は市の損害である。対象者に返還を求めなかったことは妥当と思われるが、返還請求の権利を放棄するのであれば、法第 96 条第 10 項の規定により議会の承認を得ることが必要であり、適正な措置を講ずることを勧告する。

### (2) 措置期限

令和 4 年 1 月 31 日

勧告した事項について、法第 242 条第 9 項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置の状況を監査委員あて通知すること。

### (3) 理由

登米市職員措置請求書の請求の要旨に沿って理由を述べるが、請求の要旨①については後述する。

#### 【請求の要旨②と③について】

2015 年度から新規採用職員の初任給の決定に際し、初任給規則の解釈を誤り初任給を決定し、給与の支払いを行っていた事実を確認した。これは既に市でも誤りを認め訂正を行っている部分であるため、本監査においては改めて事実確認を行ったものである。

#### 【請求の要旨④について】

初任給規則第 44 条に「職員の給料の決定に誤りがあり、各任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ市長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。」と規定されていることから、市では将来に向かって対象者の給料を訂正した。この、過去の状態はそのままにしておきながら、再計算方式により将来に向かってのみ訂正する方法は、国の人事院規則 9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）第 45 条に謳われているものである。

また、これまで支払われてきた給料と本来あるべきであった給料の差額については、過去の分は過去の辞令に基づいて支払っていたものであるから、そこに差額の発生はない、つまり損害の発生はないと市では主張している。同時に、この規定が、将来に向かって訂正する中で損害にあたりとされる部分をも正しいものとして扱う

ことも含む趣旨での規定と市では捉えている。

しかし、そもそも初任給の決定を誤っており、誤った決定に基づき支給したということは、財務会計行為に違法（瑕疵）があったということである。そして、発令に基づく支払いだとしても、発令という原因行為自体の内容に瑕疵があったのであり、発令に基づく支給だから正しいとすることもできない。

従って、誤った決定に基づき多く給与を支給したことは財務会計行為の瑕疵であるから、是正が必要となる。すなわち差額となる 1,356,539 円は市の損害である。

また、市はこの 1,356,539 円については、対象となる職員に返還を求めているが、対象者に責任がないこと及び不利益不遡及の原則から対象者に返還を求めないとの決定は妥当と思われる。

ただし、対象者の立場から見て妥当性があることから、直ちに市の損害が無くなるわけではない。現状としては、1,356,539 円の返還請求権があり、これを行わないことは、債権放棄に他ならない。このまま返還を求めないのであれば、法第 96 条第 10 項の規定により、返還請求の権利を放棄することについて議会の承認を得ることが必要である。

#### 【請求の要旨①と⑤について】

市では、平成 27 年度から令和元年度の新規採用職員の初任給の決定にかかる決裁を課長決裁としていた。登米市事務決裁規程では初任給の決定は市長決裁と規定されていることから、これは不適正な事務処理であった。ただし、このことについては、令和 2 年度新規職員採用時から既に市長決裁に是正されている。その後、本件の過大支給の対応については市長の決裁を受けて、市の組織としての意思決定のもと、令和 3 年 8 月 1 日付けで現時点の発令の訂正のみを行っている。

このことにより、初任給決定の誤りによって多く支払った分の金額は、実態として返還請求する権利を放棄していることになるが、議会での承認を得ていない状況である。最終決裁者の市長に直ちに損害賠償義務があるわけではないが、責任は留保されている。また、市長を除く職員については、個人として賠償するべきものではない。

なお、本措置請求書には、「2015 年度以前にも過大な支払いがなかったか監査して下さい。」と追記されているが、事実の証明がないため監査の対象外とした。

令和 3 年 12 月 16 日

登米市監査委員 千葉 良悦  
登米市監査委員 岩淵 正宏